

### 第3回逗子市地域自治システム沼間小学校区懇話会 会議概要

日 時：平成 25 年 1 月 29 日（火） 18：30～20：30

場 所：沼間公民館学習室

出席者：

（メンバー）川島メンバー、小清水メンバー、菅波メンバー、藤田メンバー、菅田メンバー、小野メンバー、高木メンバー、望月メンバー、二瓶メンバー、曾志メンバー、矢島メンバー、服部（純）メンバー、服部（誠）メンバー、坂本メンバー、岩倉メンバー、橋本座長、永瀬副座長、

（アドバイザー）名和田法政大学法学部教授

（市）平野経営企画部長、谷津経営企画部次長、廣末企画課長、仁科企画係長、稲井主事、森本市民協働部担当部長、細野市民協働課専任主査

議事概要：

1. 開会（廣末企画課長）

2. 「ずしの新しい地域自治」の仕組みの詳細の検討

・ 事務局から資料1について項目ごとに説明し質疑応答を行った。

（橋本座長）資料1に項目毎のみなさんの意見がまとめられているが、意見がない項目もあった。論点がある項目については是非意見をうかがいたいところなので、再度意見をうかがいたい。特に、「住民自治協議会を構成する団体のうち、必須の団体を設ける必要があるか」という項目については非常に重要な論点だと思われるので、もう一度意見交換していきたい。

#### 【3. 住民自治協議会の要件と認定について】

（メンバー）活動範囲が小学校区を超える団体の扱いについて、逗子中学校と久木中学校の2校は校区をまたがっているが、沼間中学校は一致している。その場合のその取扱いはどうするのか。

（事務局）中学校だからといって一律に扱いを決めるのではなく、地域の実情に応じて協議会で決定することでいかがか。

（事務局）学校以外で、現在活動している団体についても複数校区にまたがっている場合があるが、その取扱いはどうするのかについてもご意見をいただきたい。

（メンバー）社協はまさに複数校区にまたがって活動している。この場合も、地域の実情に応じて協議会で決定するというのでよいのか。

（メンバー）活動範囲が小学校区を超える団体について、オブザーバーにするのではなく、

そもそもメンバーにしなくてもよいのではないか。

(メンバー) 民生委員についてはどうか。

(メンバー) 東部は沼小と池小に、中部は久小と逗子小、西部が久小と小坪小にまたがっている。

(橋本座長) 廃棄物減量等推進員はどうなのか、該当するのか。

(事務局) 地域の団体ではないので関係ない。

(メンバー) 消防団はどうなのか。

(事務局) おそらく、またがる場合もあると思う。

(メンバー) 活動範囲が小学校区を超える団体は、どちらかの協議会にはいることになるのか。また、それは誰がどのように決めればよいのか。

(橋本座長) 避難所運営委員会は小学校区で分けているので問題はない。

(メンバー) 学校支援地域本部については、小学校単位なのだが、青少年育成推進の会は、小学校区ごとにあるのだが、逗子小学校区は新宿だけしかない。

(メンバー) 沼間連合会では、小中学校は関連団体、体育会や子ども会は協力団体、自治会町内会等は各地区自治会等、と分けている。ただ、高齢者サロンを実施しているグループや見守り活動をしているグループなど、同じ目的の小規模の団体があり、それぞれ市から補助を受けているようなのだが、その扱いはどうすればよいのかは決めかねている。

(メンバー) 同じ目的で行政から補助をもらっている団体が小学校区に複数ある場合には、協議会で話し合っ決めてということでよいのか。

(メンバー) 社協はどこに入るのか。全部の協議会に入るのか。

(メンバー) 現在は、各小学校区ごとに担当者が配置されており、関連団体という位置づけで入らせていただいている。今後については、オブザーバーなのか関連団体なのか、また、協力団体という形で支援させていただきたい。

(事務局) 団体には、地縁による団体いわゆる自治会町内会と目的別の団体いわゆる子ども会やPTAなどの2つが想定されるが、前者については小学校区をまたがるということではなく、いずれか一つの小学校区に属するものとして、後者の目的別の団体についてはどうかご意見をうかがいたい。みなさまのご意見としては目的別の団体の位置づけについては、協議会が決めるということでよいのか。

(全体) よい。

(名和田アドバイザー) 話を整理させていただくと、まず学校や幼稚園、保育園などの専門機関を入れるかどうかという点については、それぞれの専門機関は住民の利益を擁護することを目的にしているのでメンバーでなくてもオブザーバーとしての参加でも問題はないと思う。次に、その専門機関が入ることによって2つの側面が重要になってくる。ひとつは評決権があるのか、もうひとつは活動を一緒にするのかどうかである。ドイツの場合では、住民自治組織は行政に物申す機関であるので評決権の有無が非常に重要な問題になる。一方で逗子市の住民自治協議会は、地域の課題を地域で解決することを目的としてい

るので、専門機関と共に活動するというのもありうると思う。いずれにせよ、その活動の効果は住民が負っていくので、住民自身が決めるのが一番である。

(橋本座長)「まちづくり」という表現についてだが、この懇話会では、「まちづくり」は逗子市全体を指し、「地域づくり」は小学校区という使い分けにしたい。

(メンバー)市が「まちづくり」に固執するのはなぜか。沼間連合会は「地域づくり」という言葉でやってきた。沼間では読み替えてよいのか。

(事務局)かまわない。

(メンバー)「地域のまちづくり」という文章もあることから、このままでよいのではないか。

(事務局)住民自治協議会を意識して設立している沼間連合会は、さまざまな団体が入っているので、地域住民の代表性を担保するために必須の団体を設ける必要があるのかどうかを教えてほしい。

(橋本座長)沼間連合会の組織図をみなさんにお配りしているが、そちらに書いてある以上に必須の団体があるのかどうかうかがいたい。

(メンバー)必須というのはどういう意味か。団体はすべて平等ではないのか。

(事務局)横須賀市や熊本市では条件を設けている。一定の条件を設けて、そこをクリアしているので代表性が担保されている、としている。

(メンバー)原則と必須は意味合いが違うと思うが、どちらか。協議会に強制力はあるか。

(メンバー)市から補助金をもらっている団体が入ってないと具合が悪いのではないか。

(メンバー)我々は市から団体にでている補助金については、ガラガラポンと理解している。

(メンバー)自治会のないところの住民から、なぜ協議会が自分たちの代表なのかと言われると困る。

(名和田アドバイザー)地域住民の代表性を担保する必要性については、市長の立場で考えてみるとわかりやすい。市長が、住民自治協議会という会議体の意見を、政治責任と権限をもって地域の意見として認定し議会に説明する。それは非常に怖いことである。そのときに、こういう条件をクリアしたので地域の意見としたとすれば説明がしやすいので、市長としては条件を定めておきたいということになる。

(メンバー)交付金の原資となる場合は、協議会に入ることを何らかの条件にしておいてほうがよい。

(事務局)市から何らかの補助金をもらっている団体については、住民自治協議会に加入させるべきということで承った。また、必須なのか、原則にするのかは、引き続き検討していく。

(橋本座長)必須の団体の例として、沼間連合会の組織図を意見として提出する。

(メンバー) 一つ質問がある。広報は全家庭に配られている。今後もし広報の配付を協議会がやることになった場合には、協議会に加入していない自治会がでてきたときは、その地域にもこれまでどおり配付されるのか。

(事務局) 現在広報の配付は市が直接全戸配布している。仮に協議会で行っていただく場合は、配らないという考え方もある。

(橋本座長) 配付元はひとつのほうがよいのではないか。配付の仕方については、色々と条件がついているが、協議会が配付するという形がよいのでは。

(メンバー) 市は協議会にまかせるということによいか。

(事務局) 事業の実施を受けるかどうかは地域の問題であるが、行政サービスである以上は加入をしていないところにも配付していただく。それを了承したうえで受けていただく。

(事務局) 市から補助金がでていっているものについては議論をしているところだが、例えば自主防災などは、協議会に入らないところはもらえないという状況もありうる。

(メンバー) 市は楽をしようと考えていないのか。できるだけ市の負担を軽くして市民に押し付けようと考えていないのか。

(事務局) 行政サービスが全体にまわっていかないという現状がある。市はやるべきことは当然にやっていくが、できないところをご協力いただきたい。

(メンバー) 前回は聞いたが、この制度の理念は何なのか。議論をする前に、住民が活動したいと思うような理念を示していただきたい。地域自治について、なぜ地域自治をやっていかなければならないのか、その辺を踏まえたうえで示していただきたい。

(事務局) この制度の理念は示していないが、おおもとは「自分たちのまちは自分たちでつくる」という市民参加条例がある。

(メンバー) この次までに示していただきたい。

(メンバー) 本題に戻ると、自治会がないところは市の情報が行き届かない現状がある。なんらかのアクションができるようにして欲しい。さまざまな事情があつて「本当は自治会に入りたいのに具合が悪く回覧をまわせないから入れないわ」という方がいらっしやる。そういう個人にも視点を当てて、公平性というところもイメージしてほしい。

(橋本座長) 自治会がないところについての市のスタンスを示していただけないか。個々の事例もあるが、全体としてどう考えるのか。

(事務局) 今、個人の参加の是非について、自治会がない場合には個人の参加を認めるべきだろうと考えている。ただし、自治会があるのに会員でない場合、または自治会があつて会員であるのに個人として参加したい場合の個人の参加については議論のあるところ。市でこれはよくて、これはだめですと明確に位置付けているわけではない。

(メンバー) 自治会に入っていない方は、まずは協議会に入らないと思う。広報は、自治会に入らない方にも配らないといけないとは思わない。

(メンバー) 公平というが、これまで入ってないところをいかに入れようかと頑張ってきたができなかった。協議会ならなおさら不可能である。あとは割り切りの問題であり、入っていないところにも協議会が全部サービスしようというのは無理である。協議会がやらないときに、じゃあどう市役所がカバーするのかを検討してほしい。そこを市は認識してほしい。

(メンバー) そもそも協議会がなにをやるのかによると思う。行政がやってきたことを協議会がやるのであれば、協議会の判断で加入していないところにサービスをしないというのは問題だ。あまりにも抽象的すぎて議論ができない。

(橋本座長) 今回、まだ意見交換をしていない部分については、後日、感想でもよいので、意見を事務局まで提出してほしい。

(メンバー) 次回についてのお願いだが、市からこういう事業をお願いしたいというのがある程度イメージできるような資料をつくってほしい。また、包括交付金とあるが、実態はどうなっているのか、地域のどういう団体にどのくらいでているのか、示してほしい。

(事務局) 現在議論している。宿題ということで承るが、次回では間に合わない可能性があることをご了承ください。

(名和田アドバイザー) 個人の参加については、他の自治体の例にもあるが、公募の市民を若干名入れることを必須にするかどうかということや制度設計上入れるかどうか、行政で議論してほしい。また、理念についての話がでたが、非常に重要なことだと感じた。なぜこの仕組みが必要なのかについては、色々な考え方がある。ひとつは、民主主義的な参加という意味で、地域でまとまり市に申し入れをして民主主義を身近にするという面。また、財政危機で市がこれまでのサービスを維持できなくなったので自分たちでできることは自分たちでもらおうという面があるが、それについて積極的な面として、ある意味期待しているのは、地域が元気になり、地域住民が尊重しあうと福祉文化が共有される。様々な立場の人に対しての理解を深める **ノーマライゼーション (注)** の一歩となるという面がある。こういう制度にはそうした理念があると信じている。

### 3. その他

- ・ 第4回は、3月26日(火)18:30～、本日より同じ場所で開催する。

以上

(注) ノーマライゼーションとは、障害者や高齢者が出来る限り、一般の人々と同じ普通の生活を送れる社会を築くという考え方